

## 相談支援

お子さんの発達や行動、集団生活への適応について気になることや心配なことはありませんか？お子さんの育ちはさまざまですが、中には子育てに配慮や工夫が必要なお子さんもいます。なないろでは、発達に関する相談支援を行っています。

### 例えばこんなことが気になるときは…

- 寝返りやハイハイ、歩行などの運動発達が遅い
- ことばがなかなか出ない・増えない・はっきりしない
- よく動き回り、目が離せない
- かんしゃくをよくおこし、すぐにおさまらない
- マイペースな行動が多く、集団活動が難しい
- 友達同士でうまく遊べない

このまま  
見守っているだけで  
いいのかしら？



どう関わったら  
いいの？



お気軽にお問い合わせ下さい。

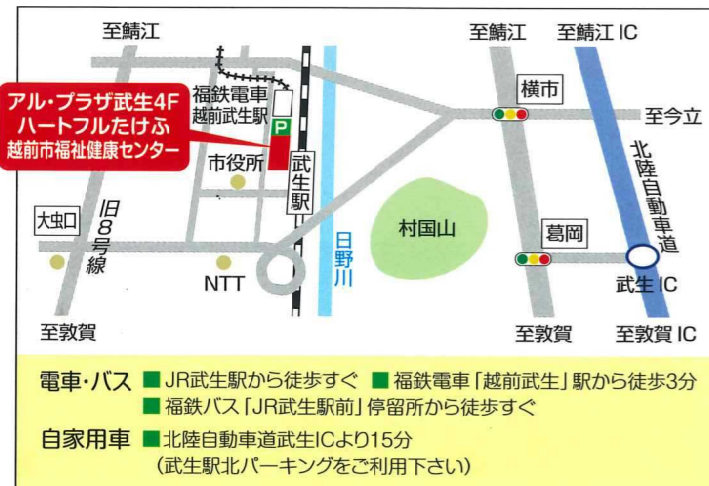
### なないろの専門職員が相談に応じます。

- 費用は無料です。
- 小児科医、整形外科医による相談会もあります。

お子さんへのよりよい支援方法について一緒に考えましょう。



### 交通のご案内



### お問い合わせ

## 越前市児童発達支援センター なないろ

越前市福祉健康センター(アル・プラザ武生4階)  
越前市市民福祉部こども家庭課  
子ども・子育て総合相談室内

〒915-0071 越前市府中一丁目11-2

電話：0778-22-3628

FAX：0778-24-5885

メール：jidou@city.echizen.lg.jp

## 越前市児童発達支援センター

# なないろ

発達支援を必要とするお子さんが  
ご家族とともに安心して  
豊かな地域生活を送れるように支援します。

## 越前市



# 発達支援

## 児童発達支援

就学前のお子さんを対象に、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう指導及び訓練を行います。

### 《個別訓練》

- 理学療法士または作業療法士が個別で指導します。
- 遊びや活動を通して、人やものに対する興味を広げながら日常生活における基本動作、寝返りや四つ這い・歩行などの運動機能等の発達を促します。

### 《グループ保育》

- 保育士を中心に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士とともに指導します。
- お子さんの発達や特性に応じた小集団の中で、遊びや活動を通してことばや運動の発達、日常生活における基本的動作の獲得、集団生活への適応を促します。



グループ保育：お集まり活動の様子

### 《コミュニケーション教室》

- 言語聴覚士が個別で指導します。
- 遊びや活動を通して、ことばやコミュニケーション等の発達を促します。

## 放課後等デイサービス

肢体不自由のある就学後のお子さんを対象に、生活能力の向上のために必要な訓練及び社会との交流を図ることができるよう理学療法士または作業療法士が個別で指導を行います。

## 保育所等訪問支援

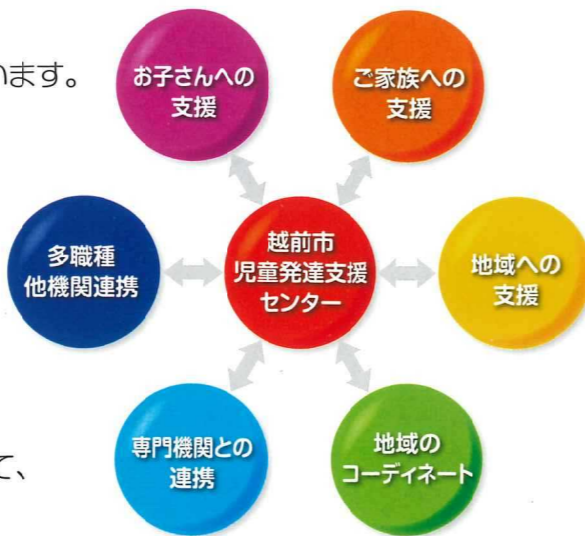
お子さんが集団生活を営む保育所やその他の施設に療育の専門職員が出向いて、集団生活への適応のための支援や発達を促すための支援を行います。

## 児童発達支援センターとは

児童福祉法に基づき、障がいのあるお子さんや発達の気がかりなお子さんが地域において自分らしく健やかに育ち、ご家族が安心して子育てができるよう支援するとともに、お子さんを預かる施設等への支援を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設です。

## 越前市児童発達支援センターなないろの役割

- お子さん一人ひとりに応じた支援計画を作成し、発達を最大限に促すための療育・発達支援を担います。
- ご家族に寄り添い、子育てを支援します。
- 保健、医療、福祉、教育等の専門機関・関係機関との連携により、早期から一貫した継続的な支援に取り組みます。
- 地域における社会資源等のコーディネートやお子さんに関わる施設等への専門的支援、障がい理解のための普及啓発などの活動を通して、お子さんの地域での生活を支援します。



## 利用案内

### 対象者

越前市にお住まいの障がいのあるお子さんや発達の気がかりなお子さんご家族  
※通所の際は、保護者同伴を原則としています。

### 開所日時

月～金曜日 午前9:00～午後5:00  
※祝祭日・年末年始は休み

### 職員体制

- 管理者 ● 児童発達支援管理責任者
- 理学療法士 ● 作業療法士
- 言語聴覚士 ● 保育士 ● 嘱託医

### 支援内容

児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行っています。

### 利用方法

利用を希望される方は、お気軽にお問い合わせください。お子さんと保護者の方に来所していただき、面接と事業説明をします。(要予約)  
※利用頻度や時間帯は、相談の上決めさせていただきます。

### 《利用までの流れ》

- ① 保護者は市に支給申請書を提出します。
- ② 市は支給の適否・内容を検討し、必要と認められたお子さんに受給者証を交付します。
- ③ 支給決定後、当センターと契約を結び、利用を開始します。

### 費用

児童福祉法に基づく利用者負担金が必要です。

